

仙台地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(仙台北税務署長、国税不服審判所長)  
平成20年12月22日棄却・控訴

### 判 示 事 項

- (1) 所得税法156条(推計による更正又は決定)の趣旨
- (2) 納税者が調査担当職員らに提出した帳簿書類は、恣意的な記載の余地が少ない日々継続して記帳されたものではなく、必要経費として計上された支出には、領収書等によっても必要経費性が不明なものが多数あって、調査担当職員らの質問に対しても明快な回答をしなかったためであり、さらに、帳簿書類等の不備への対応として、領収書等が保存されている支出のうち一部を必要経費に計上しなかった経理処理も、納税者独自の主観的判断に基づくものであって、客観的根拠を欠くといわざるを得ないことから、帳簿書類等は信頼性が乏しく、これに基づき所得税の課税標準の実額を把握することは困難であったというべきであり、課税庁が推計課税の方法によったのはやむを得ない選択であったとされた事例
- (3) 帳簿書類の不正確な記帳は意図的なものではない、必要経費の一部を家事費と判断するのであれば、その部分を否認して課税すれば足りる、必要経費性が不明であれば納税者の自主申告を尊重すべきである等とする納税者の主張が、提示ないし提出された帳簿書類等は全体として信頼性が乏しいというべきで、帳簿書類の不正確な部分の一部が納税者の単純な過誤によるものであっても、それが信頼し難いことには変わりはないことからすると、調査担当職員らが家事費と判断した部分のみを否認すれば実額を把握できるというものではなく、ましてや、納税者の自主申告を尊重すべきとは到底言い難いとして排斥された事例
- (4) 本件調査は、過年分の帳簿書類の不備を理由に、本件各年分の帳簿不備等を推測して行われたものであるから必要性はないとの納税者の主張が、前回調査の結果、納税者に何ら指摘すべき問題がなかったのであればともかく、青色申告承認取消処分及び更正処分をするに至ったのであるから、課税庁が前回調査に基づき納税者に是正を求めた事項が本件各年分の確定申告において是正されているか否か等を確認するため調査に及んだとしても、必要性がないとはいえないとして排斥された事例
- (5) 類似同業者の抽出基準について、本件各年分の収入が事業所得と給与所得から構成されているにもかかわらず給与所得等を得ていない者を基準としており、その結果、倍半基準の具体的適用を誤っている点において合理性を欠くとの納税者の主張が、納税者は複数の取引先から報酬を受領し、うち十数社からは毎月定額の報酬を受領しているが、本件各年分の確定申告において、自らこれら報酬を事業所得とし、審査請求においても、事業所得の収入金額は更正処分を相当として争わない旨陳述した事実が認められる上、特定の取引先との間で雇用契約又はこれに類する原因に基づき、取引先の指揮命令に服して労務を提供したことをうかがわせる証拠はないから、これらの報酬は事業所得に該当すると認めて差し支えなく、そうでなくとも、納税者がそのような主張をすることは信義に反するというべきであるとして排斥された事例
- (6) 課税庁が採用した類似同業者の抽出基準は、納税者の事業実態に即していると認められるから、類似同業者の選定には合理性があり、その資料から算定された本件各年分の類似同業者の特前所得率の平均値から計算された各年分の納付すべき税額及び過少申告加算税の額の推計方法にも合理性が

あるとされた事例

- (7) 納税者は本件各年分の収入について、基本的には課税庁が主張する実額と同額を主張するのみで、これがすべての収入であることの客観的な証拠を提出しない上、納税者が提出した決算資料等においても支出の必要経費性及び収入との対応関係について立証があったとはいえないことから、所得税の課税標準が実額をもって立証されたということはできないとされた事例
- (8) 所得税法231条の2第1項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）、同法施行規則102条1項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）、昭和59年大蔵省告示37号（所得税法施行規則第102条第1項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件）が、白色申告者に対し、複式簿記による帳簿記帳までは求めていないとして、実額反証が奏功したとの納税者の主張が、上記(7)の説示は、納税者が複式簿記の記帳義務を怠ったとして実額反証を排斥する趣旨ではなく、法令上の記帳義務と実額反証における納税者が提出した帳簿書類等の証明力とは別問題であるとして排斥された事例
- (9) 裁決行政庁に対し、主張書面をもって求積明等を求め、口頭意見陳述の申立てをしたが、裁決行政庁は適切な対応をとらなかったとする納税者の主張が、主張書面には口頭意見陳述の申立ての記載はないことが認められるから、その機会を与えなくても手続きの違法を来すものではないし、その余の求積明等の求めについても、一般に、裁決の審査手続は、裁決庁の合理的裁量に委ねられているところ、納税者が主張書面をもって求めたところは、既に課税庁が意見書を提出した事項、争点と直接関係のない事項又は法解釈に係る事項であることが認められるから、裁決行政庁が納税者の求めに応えなかったとしても、裁決行政庁に裁量権の濫用ないし逸脱があったとは到底いえないとして排斥された事例

### 判 決 要 旨

- (1) 所得税法156条（推計による更正又は決定）は、推計課税の方法による課税処分を認めているところ、これは、本来、所得税の課税が収入及び支出の実額に基づくべきものであることを前提として、課税庁が納税義務者の所得金額を実額で把握することができなかつた場合に、課税を断念することとすると租税の公平負担の見地から妥当でないことから、実額に基づく課税の例外として、所得金額を間接的な資料に基づいて推計して課税することを認めたものであり、そのような推計課税は、実額を把握するのに必要な帳簿書類その他の資料を納税義務者が備え付けていない、備え付けていても資料の記載内容が不正確で信頼性が乏しい等の事情により、課税庁において所得税課税の前提となる収入及び経費の実額を把握することができない場合に許されるものと解される。
- (2)～(9) 省略

判	決
原告	甲
同訴訟代理人弁護士	堀口 真一
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	仙台北税務署長 菅野 逸郎
裁決行政庁	国税不服審判所長 金子 順一

被告指定代理人 上田 真史  
同 林 広光  
同 富樫 裕幸  
同 佐藤 久実  
同 後藤 武志  
同 浅川 賢治  
同 栗野 金順

## 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が原告に対して平成16年7月6日付けでした平成13年分所得税の更正処分（平成16年10月7日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち還付金の額に相当する税額114万2335円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（前同）並びに平成14年分所得税の更正処分のうち還付金の額に相当する税額103万0295円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（平成18年11月9日付け平成14年分所得税の加算税変更決定により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- 2 裁決行政庁が原告に対して平成17年10月31日付けでした上記1の各処分に対する審査請求に関する裁決を取り消す。

### 第2 事案の概要

本件は、原告が、被告の機関である処分行政庁が原告に対して推計課税によってした所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（後日、異議決定等により取り消された部分を除く。）について、推計課税の必要性及び合理性がなく、かつ、実額とも異なるとし、また、これに対する審査請求に関して被告の機関である裁決行政庁がした裁決について、手続上の瑕疵があるとして、被告に対し、これらの取消しを求める事案である。

#### 1 争いのない事実等

- (1) 原告は、税理士業を営む白色申告者であり、処分行政庁及び裁決行政庁は、被告の機関である。
- (2) 原告は、処分行政庁に対し、平成13年分及び平成14年分（以下「本件各年分」という。）の所得税について、別表1の「確定申告」欄のとおり、確定申告をし（所得税額の△は還付金の額を示す。）、本件各年分について、それぞれ確定申告のとおり還付金を受領した。
- (3) 処分行政庁は、原告に対し、本件各年分の所得税について、別表1の「更正処分」欄記載のとおり、更正処分をするとともに、過少申告加算税賦課決定処分をした（以下、これら更正処分及び賦課決定処分を総称して「本件各更正処分等」という。）。)
- (4) 原告は、処分行政庁に対し、別表1の「異議申立て」欄記載のとおり、本件各更

正処分等に対する異議申立てをしたところ、処分行政庁は、別表1の「異議決定」欄記載のとおり、本件各更正処分等のうち平成13年分につき原告の異議申立てを一部認め、その余の原告の異議申立てを棄却する決定をした。

- (5) 原告は、裁決行政庁に対し、別表1の「審査請求」欄記載のとおり、本件各更正処分等につき審査請求をしたが、裁決行政庁は、平成17年10月31日、審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という）をし、その裁決書謄本は、同年11月2日、原告に送達された。
- (6) 原告は、平成18年4月28日、本訴を提起した（顕著な事実）。
- (7) 処分行政庁は、平成18年11月9日、原告に対し、別表1の「加算税変更決定」欄記載のとおり、平成14年分の所得税に係る加算税変更決定をした。

## 2 争点及びこれに対する当事者の主張

- (1) 推計課税の必要性の有無（争点1）

（被告の主張）

ア 推計課税は、①納税義務者が帳簿書類等を備え付けておらず、収入及び支出の状況を直接資料によって明らかにすることができない場合、②帳簿書類等を備え付けてはいるが、誤記脱漏が多いとか、同業者に比し所得率等が低率であるとか、二重帳簿が作成されているなど、その内容が不正確で信頼性に乏しい場合、③納税義務者又はその取引関係者が調査に協力しないため、直接資料が入手できない場合に許されるものと解すべきところ、次のとおり、原告が税務調査の際に提示した帳簿書類は、記帳が不備、不正確であり、信頼性に欠け、結局、原告の事業所得を実額で把握することは不可能であり、推計課税の必要性があったことは明らかである。

（ア） 原告は、消費税を納める義務が免除される事業者該当し、総収入金額の計算上、消費税額を算入する必要があるところ、顧問先からの収入について、消費税額を加算していないものがあった。

（イ） 平成13年分の総勘定元帳においては、同年12月31日付けで、接待交際費の488万3812円から20パーセント相当額が事業主貸に振り替えられ、残390万6023円が必要経費に算入されており、平成14年分の総勘定元帳においては、同年12月31日付けで、接待交際費の669万6254円の20パーセント相当額が事業主貸に振り替えられ、「交際費自己否認額」として、10パーセント相当額が事業主貸に振り替えられ、さらに、「交際費自家消費相当額」として、10パーセント相当額が事業主貸に振り替えられているが、このような振替処理の理由及び減算割合の合理的根拠が明らかでなかった。

（ウ） 複数の領収書に記載された金額を合計して仕訳帳に一括計上しているものがあり、日々記帳がされておらず、仕訳帳の摘要欄にもその内訳がなく、記帳された内容の明細が不明なものが多数存在した。

（エ） 現金出金伝票を作成しただけで領収書の保存がなく、支出先及び必要経費性が不明なものが散見された。

（オ） 領収書の中に、単に品代とのみ記載され、購入物品等の内容が不明なため、家事費の疑いがある必要経費性が不明なものが多数存在し、現に、品名等の内容を確認したところ、家事費と認められる支出が混在していた。

(カ) 領収書から必要経費に計上したものと普通預金からの出金及び振替により必要経費に計上したものが重複しているもの及び同様の疑いがあるものが散見された。

(キ) 接待交際費及び職業費に計上された商品券、ビール券等の金券の贈答先、使用実績等につき記載がなく、必要経費性が判断できないものがあつた。

(ク) 平成14年分の租税公課について、事業税95万6700円が過大計上となつていた。

イ なお、国税庁、国税局又は税務署の調査権限を有する職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は所得税法の規定による申告書を提出した者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる(所得税法234条1項)ところ、調査について必要があるときは、調査権限を有する税務職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請及び申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合をいい、質問検査権を行使する場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要性があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解され(最高裁判所昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁)、また、調査について必要があるときには、過少申告の疑いが存在する場合のみならず、そのような疑いが当初から明らかでない場合も含まれると解される。

そして、処分行政庁は、原告から提出された本件各年分の所得税の確定申告書、平成13年分所得税決算書、平成14年分収支内訳書等を審理した結果、原告の平成10年分ないし12年分の所得税の課税標準に関する税務調査(以下「前回調査」という。)に基づく更正処分事項について、本件各年分の所得税の確定申告において是正されたか否かを確認する必要性があり、また、そのような経理処理を含め、本件各年分の所得税の確定申告書に記載された金額が適正か否かを確認する必要があると判断し、原告の本件各年分の所得税の課税標準に関する税務調査(以下「本件調査」という。)をすることとしたのであって、本件調査に必要性があつたことも明らかである。

(原告の主張)

ア 原告は、本件各年分の所得税に関して、処分行政庁から関連資料の提出を求められたのに対し、原始徴憑等すべての資料を提出し、また、質問調査に対しても、事業概要、事業所得計算の手續等につき具体的に説明を尽くしたのに、処分行政庁は、不当に関連資料の信用性を否定し、一方的に推計課税をしたから、本件各更正処分等は、原告の所得を実額で把握することが可能であるにもかかわらず、推計課税の方法によってしたもので、推計の必要性を欠き違法である。

被告の主張アのうち、(ア)については、消費税額を含むか否か表示のない法定調書に記載された金額をそのまま収入としたにすぎず、(イ)については、経費の計上に当たり集計ミス又は入力ミスの可能性があるため、過少申告になることを防止す

るため自主的に一定率で否認したものであり、(ウ)については、仮に、複数の領収書を一括計上しても、原始証憑に戻って内容が確認できれば十分であり、(エ)については、仮に、領収書の交付がない、又はこれを紛失した場合でも、現金出金伝票によって、その事実が推測できれば、必要経費性が認められるべきであり、(オ)については、仮に、処分行政庁が原告主張の必要経費の一部を家事費と判断したのであれば、その部分を否認して課税すれば足り、(カ)については、重複計上があったものは、後記実額反証の際には、これを控除しており、(キ)については、処分行政庁において必要経費性が判断できないなら、原則として、原告の自主申告を尊重すべきであり、(ク)については、単なる集計資料の中での記載の誤りにすぎない。

イ そもそも、処分行政庁は、前回調査をして、原告の青色申告承認取消処分及び平成10年分ないし平成12年分の所得税の更正処分をした経緯があり、本件調査は、過年度の不備を理由に本件各年度の帳簿不備等を推測して見込みで連年実調をしたものであって、その必要性がない。

## (2) 推計課税の合理性の有無（争点2）

### （被告の主張）

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の納付すべき税額及び過少申告加算税の額は、別表2記載のとおり、平成13年分は、納付すべき税額が132万4500円、過少申告加算税の額が31万5500円、平成14年分は、納付すべき税額が94万9900円、過少申告加算税の額が24万5500円であり、その詳細は次のとおりであるが、処分行政庁が、この範囲内で推計課税の方法でした本件各更正処分等（後日、異議決定等により取り消された部分を除く。）に違法はない。

### ア 事業所得

#### （ア） 総収入金額

原告の事業に係る本件各年分の総収入金額は、別表3-1の「異議決定」欄及び別表3-2の「更正処分」欄記載のとおり、平成13年分が244万8216円、平成14年分が216万2686円である。

なお、平成13年分については、原告の同年分の確定申告書に記載された収入金額243万9002円に、本件調査によって計上漏れが認められたA株式会社分3万6000円、有限会社B分1万5000円、C生活協同組合分11万1110円、D株式会社分2万7000円及び株式会社E分1万5000円の合計20万4110円を加算し、過剰計上が認められた株式会社F分2万円及び株式会社G分4万0950円の合計6万0950円を減算し、平成14年分については、原告の同年分の確定申告書に記載された収入金額214万3330円に、本件調査によって計上漏れが認められたH株式会社分6万円、株式会社I分1万円、株式会社J分3万円及びC生活協同組合分7万9362円の合計17万9362円を加算し、過剰計上が認められた株式会社K新聞社分6円を減算した。

#### （イ） 特前所得金額（推計）

本件各年分の原告の類似同業者の特前所得率の平均は、別表4記載のとおり、平成13年分が66.17パーセント、平成14年分が66.63パーセントであるところ、上記(ア)の総収入金額にこれに乗じると、原告の本件各年分の特前

所得金額は、別表5の1記載のとおり、平成13年分が1619万9846円、平成14年分が1440万0532円と推計される。

なお、被告は、類似同業者の抽出に際し、原告が税理士業を営んでいること、原告のみが事業に従事していること、係争年分が本件各年分であること、原告が住所地で事業をしていること、原告に給与収入がないこと、原告に税理士業に以外の事業に係る収入がないこと、原告が年間を通じて税理士業を継続し、その間に災害等の特殊事情が認められないことを前提としたが、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性及び有償性を有し、かつ、反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは、雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうと解される（最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁）ところ、原告の国税に対する専門的知識、原告の確定申告の状況、本件調査から本訴にかけての原告の主張の変遷、本訴における主張の内容等からしても、原告は、本件各年分の確定申告に際し、取引先から得たすべての報酬が事業所得に該当すると理解して、その旨申告していたことは明らかであるから、これら報酬が事業所得であるとして、給与収入がないことを一つの基準としたことは合理性を有する。

#### （ウ） 事業所得金額

原告の本件各年分の確定申告書には、事業専従者の記載がなく、これに該当する親族がいるとは認められないので、原告の本件各年分の事業所得の金額は、特前所得金額と同額であり、すると、別表5の1記載のとおり、平成13年分が1619万9846円、平成14年分が1440万0532円となる。

#### イ 総所得金額

原告には、本件各年分の確定申告書に記載のとおり、事業所得のほか、本件各年分いずれにおいても雑所得195万0225円があったので、原告の本件各年分の総所得金額は、別表5の2記載のとおり、事業所得と雑所得を合計し、平成13年分が1815万0071円、平成14年分が1635万0757円となる。

#### ウ 所得控除金額（所得から差し引かれる金額）

原告の本件各年分の確定申告書に記載の各種所得控除のうち、配偶者特別控除38万円は、原告の合計所得金額が1000万円を超えているため、これを総所得金額から控除することはできないから、結局、原告の本件各年分の所得控除金額は、平成13年分が140万9400円、平成14年分が141万4200円となる。

#### エ 課税される所得金額

原告の本件各年分の課税される所得金額は、上記イの総所得金額から上記ウの所得控除金額を控除したもの（1000円未満切り捨て）で、平成13年分が1674万円、平成14年分が1493万6000円となる。

#### オ 納付すべき税額

上記エの課税される所得金額に対応する税率30パーセントを乗じ、所定額123万円を控除した算出税額から、さらに、定率減税額25万円及び源泉徴収税額（平

成13年分221万7407円、平成14年分205万0831円)を控除すると、原告の本件各年分の納付すべき税額(100円未満切り捨て)は、次の計算式のとおり、平成13年分が132万4500円、平成14年分が94万9900円となる。

なお、源泉徴収税額は、平成13年分については、原告の同年分の確定申告書に記載された218万6535円に、本件調査によって計上漏れが認められた有限会社B分1万5000円及びC生活協同組合分1万5872円の合計3万0872円を加算し、平成14年分については、原告の同年分の確定申告書に記載された204万2895円に、本件調査によって計上漏れが認められたC生活協同組合分7936円を加算した。

(計算式)

〈平成13年分〉

課税される所得金額に対する所得税額			
(課税される所得金額)	(税率)	(控除額)	(算出税額)
16,740,000円	× 30%	－ 1,230,000円	= 3,792,000円
納付すべき税額			
(算出税額)	(定率減税額)	(源泉徴収税額)	(納付すべき税額)
3,792,000円	－ 250,000円	－ 2,217,407円	= 1,324,500円

〈平成14年分〉

課税される所得金額に対する所得税額			
(課税される所得金額)	(税率)	(控除額)	(算出税額)
14,936,000円	× 30%	－ 1,230,000円	= 3,250,800円
納付すべき税額			
(算出税額)	(定率減税額)	(源泉徴収税額)	(納付すべき税額)
3,250,800円	－ 250,000円	－ 2,050,831円	= 949,900円

注1 税額の計算は、次の速算表によった。

No.	課税総所得金額等	税率	控除額
1	330万円以下の金額	100分の10	－
2	330万円を超え900万円以下の金額	100分の20	33万円
3	900万円を超え1800万円以下の金額	100分の30	123万円
4	1800万円を超える金額	100分の37	249万円

注2 納付すべき税額は、端数処理(国税通則法119条)後の金額である。

#### カ 過少申告加算税の額

上記オの原告の本件各年分の納付すべき税額から原告の本件各年分の確定申告に係る納付すべき税額を控除した加算税の対象となる税額(100円未満切り捨て)及び原告の本件各年分の確定申告に係る納付すべき税額に本件各年分の源泉徴収税額を加算した期限内申告税額を基礎として、所定の計算によって得られる通常分の加算税(加算税の対象となる税額(1万円未満切り捨て)に税率10パーセントを乗じたもの)及び加重分の加算税(「加算税の対象となる税額」と「加算税の対象となる金額から期限内申告税額と50万円のいずれか多い方の金額を控除し

た金額」のいずれか少ない方の金額（1万円未満切り捨て）に税率5パーセントを乗じたもの）を合計して得られる過少申告加算税の額は、次の計算式のとおり、平成13年度が31万5500円、平成14年度が24万5500円となる。

（計算式）

〈平成13年分〉

1	加算税の対象となる税額			
(1)	納付すべき税額		1,324,500円…①	
(2)	確定申告に係る納付すべき税額		△1,142,335円…②	
(3)	加算税の対象となる税額「①－②」		2,466,800円…③	
	※③の金額は、国税通則法119条により100円未満の端数切り捨て。			
2	期限内申告税額			
	（「確定申告」欄の⑰納付すべき税額）	（源泉徴収税額）	（期限内申告税額）	
	△1,142,335円	+	2,217,407円	= 1,075,072円…④
3	加重分の過少申告加算税の基礎となる税額			
(1)	④の金額と50万円のいずれか多い金額		1,075,072円…⑤	
	1,075,072円 > 500,000円			
(2)	③の金額と「③－⑤」の金額のいずれか少ない方の金額		1,391,728円…⑥	
4	通常分の加算税の計算（国税通則法65条1項）			
	（加算税の基礎となる税額③）	（加算税の割合）	（通常分の加算税の額）	
	2,460,000円	×	10%	= 246,000円…⑦
	※ 加算税の基礎となる金額は、国税通則法118条3項により1万円未満の端数切り捨て。			
5	加重分の加算税の計算（国税通則法65条2項）			
	（加算税の基礎となる税額⑥）	（加算税の割合）	（加重分の加算税の額）	
	1,390,000円	×	5%	= 69,500円…⑧
	※ 加算税の基礎となる金額は、国税通則法118条3項により1万円未満の端数切り捨て。			
6	過少申告加算税の額			
	（通常分の加算税の額⑦）	（加重分の加算税の額⑧）	（過少申告加算税の額）	
	246,000円	+	69,500円	= 315,500円

〈平成14年分〉

1	加算税の対象となる税額			
(1)	納付すべき税額		949,900円…①	
(2)	確定申告に係る納付すべき税額		△1,030,295円…②	
(3)	加算税の対象となる税額「①－②」		1,980,100円…③	
	※ ③の金額は、国税通則法119条により100円未満の端数切り捨て。			
2	期限内申告税額			
	（「確定申告」欄の⑰納付すべき税額）	（源泉徴収税額）	（期限内申告税額）	
	△1,030,295円	+	2,050,831円	= 1,020,536円…④

3	加重分の過少申告加算税の基礎となる税額			
(1)	④の金額と50万円のいずれか多い金額			1,020,536円…⑤
	1,020,536円 > 500,000円			
(2)	③の金額と「③－⑤」の金額のいずれか少ない方の金額			959,564円…⑥
4	通常分の加算税の計算（国税通則法65条1項）			
	(加算税の基礎となる税額③)	(加算税の割合)		(通常分の加算税の額)
	1,980,000円	× 10%	=	198,000円…⑦
	※ 加算税の基礎となる金額は、国税通則法118条3項により1万円未満の端数切り捨て。			
5	加重分の加算税の計算（国税通則法65条2項）			
	(加算税の基礎となる税額⑥)	(加算税の割合)		(加重分の加算税の額)
	950,000円	× 5%	=	47,500円…⑧
	※ 加算税の基礎となる金額は、国税通則法118条3項により1万円未満の端数切り捨て。			
6	過少申告加算税の額			
	(通常分の加算税の額⑦)	(加重分の加算税の額⑧)		(過少申告加算税の額)
	198,000円	+	47,500円	= 245,500円

(原告の主張)

被告は、原告の収入の約80パーセントは顧問先からの定額報酬であって、原告の本件各年分の所得が事業所得と給与所得から構成されるにもかかわらず、特前所得金額を推計するに際し、給与所得を得ていない者、すなわち、業種業態の同一性のない者を類似同業者として抽出しているから、被告が主張する推計は、合理性がない。

また、被告は、類似同業者抽出の際、いわゆる倍半基準を設定し、平成13年分につき、1224万1081円以上4896万4324円以下、平成14年分につき1080万6343円以上4322万5372円以下を抽出基準としているが、原告の本件各年分の税理士報酬たる収入は、平成13年分が537万1942円、平成14年分が276万4026円であることからすると、倍半以上の同業者を選定したことになり、合理性がない。

### (3) 実額反証の成否（争点3）

(原告の主張)

原告の本件各年分の納付すべき税額の算定の基礎となる数値は、必要経費の額を除き、被告が争点2につき主張するとおりであるが、必要経費の額は、平成13年分が1355万4189円、平成14年分が1445万7170円であり、すると、原告は、平成13年分につき22万6135円、平成14年分につき113万7135円の還付を受けるべきこととなる。

原告は、本件各年分の事業収入及び監査役、嘱託等の給与収入については、すべて銀行口座に振込入金されることとなっているため、銀行口座の通帳を補助簿として仕訳帳に記帳し、本件各年分の必要経費については、原告がこれに該当すると判断した支出に係る領収書等の原始徴憑を保存し、必要経費性についての判断の事由を摘要欄

に記載した上で、仕訳帳に記帳しているから、仕訳帳の記載に基づき課税すべきである。

なお、所得税法231条の2第1項、同法施行規則102条1項、昭和59年大蔵省告示37号は、白色申告者に対し、複式簿記による帳簿記帳までは求めていないから、それがなければ実額反証が成功していないとする被告の主張は論拠がない。

(被告の主張)

更正処分取消訴訟における実額反証は推計課税の合理性に対する再抗弁であって、これを主張する納税者は、当該事業年に係る収入及び支出のすべてについて、自らが主張する実額及びその対応関係を合理的な疑いを入れない程度に立証する必要がある、このことは納税者が課税庁が主張する収入の実額を認めた上で必要経費の実額を主張する場合も同様であるところ、原告は、事業に関して生じる収入及び支出の一切を細大漏らさずに日常的に記録した会計帳簿等によってこれを立証するのではなく、領収書等の原始徴憑及びこれを単に整理集計した資料をもって実額を算定するのみであり、実額反証は成功していない。

また、原告が実額算定の資料とする領収書等の原始徴憑は、原告が主張する必要経費性を判断する上で、それ自体信用性に欠けるものが多数存在するから、この点でも原告の実額反証は成功していない。

#### (4) 本件裁決の手續上の瑕疵の有無 (争点4)

(原告の主張)

原告は、本件裁決の審査に際し、裁決行政庁に対し、平成17年3月18日付け「求釈明について (お願い)」と題する書面、同年9月14日付け「用語の定義について」と題する書面及び同月30日付け「意見書の提出について」と題する書面 (以下、これら書面を総称して「本件各主張書面」という。) により、裁決に必要な事項について求釈明等を求め、併せて、口頭意見陳述の申立てをしたが、裁決行政庁は、これに対する適切な対応をとらず本件裁決をしたから、本件裁決の手續には、国税通則法101条1項、84条1項、95条及び96条1項に違反する違法がある。

(被告の主張)

本件各主張書面は、いずれも、処分行政庁に対する求釈明及び確認を求めたり、文書による回答及び手續進行を求めたりするものにすぎず、裁決行政庁に対し口頭による意見陳述を求める旨の記載がないことが明らかであるから、本件裁決の手續は、国税通則法101条1項、84条1項に違反しない。

また、裁決行政庁が、審査に際し、原告及び処分行政庁による書面及び証拠の提出を拒んだこともないから、本件裁決の手續は、国税通則法95条及び96条1項に違反しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (推計課税の必要性の有無) について

- 【判示(1)】** (1) 所得税法156条は、推計課税の方法による課税処分を認めているところ、これは、本来、所得税の課税が収入及び支出の実額に基づくべきものであることを前提として、課税庁が納税義務者の所得金額を実額で把握することができなかつた場合に、課税を断念することとすると租税の公平負担の見地から妥当でないことから、実額に

基づく課税の例外として、所得金額を間接的な資料に基づいて推計して課税することを認めたものであり、そのような推計課税は、実額を把握するのに必要な帳簿書類その他の資料を納税義務者が備え付けていない、備え付けていても資料の記載内容が不正確で信頼性が乏しい等の事情により、課税庁において所得税課税の前提となる収入及び経費の実額を把握することができない場合に許されるものと解される。

(2) これを原告の本件各年分の所得税の課税標準についてみるに、前記第2の1の争いのない事実等に証拠（甲3～5、35、38、41、42、45、46、乙1～14、16～22、47、50、51、54。枝番を含む。）及び弁論の全趣旨を併せれば、以下の事実を認めることができる。

ア 本件調査の経緯及び本件各更正処分等

(ア) 原告は、平成10年分ないし平成12年分の所得税については、当初、青色申告者であり、帳簿書類の備付け、記録又は保存が義務付けられていたところ、処分行政庁は、前回調査において、現金出納帳等の記帳及び保存が法令の定めるところに従っていないことを確認したことから、平成14年3月7日、原告に対し、平成10年以降の青色申告の承認を取り消すとともに、総収入金額の計上漏れ及び旅費交通費、接待交際費等に計上された金額の誤りがあったとして、平成10年分ないし平成12年分の所得税の更正処分等をした。

(イ) 処分行政庁は、原告から提出された本件各年分の所得税の確定申告書、平成13年分所得税決算書、平成14年分収支内訳書等について審査した結果、前回調査に基づき原告に是正を求めた事項が本件各年分において是正されているか否かを確認する必要があると判断し、また、上記是正事項を含め、本件各年分の所得税の確定申告書に記載された金額が適正か否かを確認する必要があると判断し、原告を税務調査の対象として選定し、本件調査をすることとした。

(ウ) 処分行政庁の調査担当職員ら（本件調査に携わった税務職員らをいう。以下同じ。）は、平成15年6月5日、原告が処分行政庁に赴き、「税法解釈等について（お伺い）」と題する書面を提出した際、本件各年分の収入及び支出の確認のため、帳簿書類の提出等を求めたところ、原告は、新たな税務調査ということであれば応ずるが、過去のひきずりということであれば嫌である旨回答した。

(エ) 調査担当職員らは、原告と日程を調整の上、平成15年9月29日ほかの複数の期日に、原告の自宅兼事業所において、本件各年分の総勘定元帳、仕訳帳等の帳簿書類の提出及び領収書（平成13年2月分及び同年3月分の一部を除く。）、現金出金伝票、支払調書、請求書等の原始徴憑の提示を受け、原告に対し経理処理上不明確な点を質問するなどの調査をし、領収書等については、原告が借用を了解しなかったため、携帯コピー機で写しを作成した。

(オ) 調査担当職員らは、本件調査で収集した仕訳帳等の帳簿書類及び領収書等の写しを検討した結果、帳簿書類に記載された金額と領収書等の金額が一致しないもの及び領収書等の中に事業上の経費ではないと考えられるものが散見されたことから、平成15年11月11日、原告に対し、平成13年分の領収書の内容を検討し一覧表にした書面を交付し、これに記載された取引について必要経費性の確認を求めた。

- (カ) 調査担当職員らは、平成15年12月15日、原告から「平成15年11月11日見直し指示に対する回答」と題する書面の提出を受けたが、調査担当職員らは、事業との関連性につき、客観的な裏付資料の提示がなかったことから、必要経費性が明らかでないと判断した。
- (キ) 調査担当職員らは、平成16年1月30日、原告に対し、「平成13年分について」及び「平成14年分について」と題するそれまでの調査経過において把握した問題事項をまとめた書面並びに原告から提示された本件各年分の全領収書の金額と摘要を日付順に並べて記載した書面（以下、これら書面を総称して「本件各検討書面」という。）を交付し、それぞれの支出の事業との関連性及び領収書等の出金内訳（内容、使途、目的、相手先等）を明らかにするよう求めたところ、原告は、同年2月12日、回答書（以下「本件回答書」という。）を提出したが、その中には、事務所を出発して顧問先に到着するまでの支出は途中の喫茶店代も含め必要経費と考えている旨の独自の解釈に基づく弁明もあり、また、説明を欠く部分も少なくなく、客観的な裏付資料も伴わないものであったため、調査担当職員らは、本件回答書によっても、なお、事業との関連性及び領収書の出金内訳が明らかでないと判断した。
- (ク) 調査担当職員らは、平成16年4月26日、これまでの調査結果を説明するため原告の自宅兼事業所を訪れ、原告に対し、収入について、計上漏れがあること、支出について、相手先の記載がないもの、購入物品の特定ができないもの、家事費と推定されるもの、必要経費性が不明なもの、必要経費の二重計上となるもの等が散見されること、このように帳簿書類等に記帳不備、保存不備等が多数認められる状況では帳簿書類の信用性に欠け、実額による所得金額の算定は不可能であって推計課税をせざるを得ないこと等を説明し、修正申告を促したが、原告の理解を得ることはできなかった。
- (ケ) 調査担当職員らが、平成16年6月16日、原告に対し、総収入金額の疑義を質すため検討すべき事項を記載した書面を交付したところ、原告は、処分行政庁に対し、検討結果を記載した同月17日付け「収入金等に対する照会について」と題する書面を提出したので、処分行政庁は、原告が回答した収入金額を裏付けるために支払元に対する反面調査を実施し、その結果、本件各年分の事業所得に係る総収入金額を、平成13年分が2448万2162円、平成14年分が2161万2686円と算定した。
- (コ) 処分行政庁は、平成16年7月6日、原告に対し、本件各年分の所得税について、実額で把握した総収入金額に類似同業者の平均的な特前所得率を乗じて事業所得を推計して、本件各更正処分等をした。
- イ 本件各更正処分等に対する異議申立て及び審査請求
- (ア) 原告は、平成16年7月8日、処分行政庁に対し、本件各更正処分等につき異議申立てをしたところ、処分行政庁は、同年10月7日、平成13年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分のうちの一部を取り消し、その余の申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。
- なお、原告は、異議申立ての際、処分行政庁に対し、平成13年2月分及び同

年3月分の領収書の一部の写しを追加提出した。

(イ) 原告は、平成16年11月8日、裁決行政庁に対し、本件各更正処分等につき審査請求をしたところ、裁決行政庁は、平成17年10月31日、これを棄却する旨の本件裁決をした。

なお、原告が裁決行政庁に対し提出した本件各年分の帳簿書類と異議申立ての際に処分行政庁に対し提出した帳簿書類を比較対照すると、総勘定元帳、仕訳帳及び合計残高試算表について、一部の勘定科目に決算修正仕訳の記載に伴う相違があった。

ウ 原告が処分行政庁に提示ないし提出した資料の内容等

(ア) 原告が処分行政庁に対し提出した帳簿書類には、日々継続的に記帳されたものはなかった。

(イ) 原告は、消費税を納める義務が免除される事業者であるところ、顧問先からの収入について、本来計上すべき消費税額を加算していないものがあった。

(ウ) 本件各年分の総勘定元帳の必要経費項目と領収書等の原始徴憑を照合するなどすると、児童書、子ども服等の購入その他家事費であることがわかるもの、領収書と本件各預金通帳の出金の記載の双方に基づき記帳したため、プリペイドカード又はクレジットカードによる支払を現金払としたため等による重複計上になっているとかがわかるもの、摘要欄に支出先ないし支出事由の記載がなく内容、用途、目的、相手先等が不明なもの、領収書に購入物品等の記載がないもの、現金出金伝票があるのみで領収書が保存されていないもの等が多数あり、本件回答書においても、説明に欠ける部分があり、客観的な裏付資料も添付されていないことから、なお、必要経費性が不明であるものが少なくなかった。

なお、原告は、本件各検討書面にある支出の必要経費性について、調査担当職員らから説明を求められ、支出金額は必要経費であり、仮に必要経費でないとしても、確定申告の際には、必要経費総額の一定割合を減じて最終的な必要経費を計上しているから、問題はない旨回答した。

(エ) 平成13年分の総勘定元帳においては、同年12月31日付けで、摘要欄に「解釈誤り」と記載して接待交際費81万8991円が加算され、さらに、摘要欄に「期末修正(20%相)」と記載して加算後の金額から97万7789円を減じ、結局、残高欄の合計として390万6023円が計上されているが、同年分の所得税の確定申告書に添付された所得税決算書には、当該額が接待交際費として計上され、平成14年分の総勘定元帳においては、同年12月31日付けで、相手方科目欄に「事業主貸」、摘要欄に「個人消費相当額(交際費×20%)」と記載して接待交際費133万9250円が減算され、相手方科目欄に「事業主貸」、摘要欄に「交際費自己否認額(×10%)」と記載して53万5700円が減算され、相手方科目欄に「事業主貸」、摘要欄に「交際費自家消費相当額(×10%)」と記載して48万2130円が減算され、結局、残高欄の合計として433万9174円が計上されているが、同年分の所得税の確定申告書に添付された収支内訳書には、当該額とは異なる390万5257円が接待交際費として計上されている。

なお、原告は、上記経理処理について、調査担当職員らから説明を求められ、個別抽出の誤りとパソコン入力の際の誤りの引当てとしてのもので、個別にどれを否認したというものではない旨回答し、さらに、異議申立ての際、保管していた本件各年分の領収書はすべて必要経費に計上した、平成13年分の接待交際費については、過去の経験から総額の2割を家事費として接待交際費の額から控除したが、2割が妥当かどうかは分からない、平成14年分の接待交際費は、必要経費として2割を減算するだけでは不十分と感じ、1割の減算を2度し、さらに、収支内訳表に記載する時点でも、残高の1割を必要経費に算入しなかった旨回答したが、それぞれの減算処理の根拠について、具体的な回答をしなかった。

(オ) 平成14年分の租税公課について、事業税95万6700円が過剰計上されていた。

**【判示(2)】** (3) 上記(2)に認定の事実によれば、調査担当職員らが原告との面接その他の税務調査を重ねたにもかかわらず、原告が調査担当職員らに提出した帳簿書類は、恣意的な記載の余地が少ない日々継続して記帳されたものではなく（なお、所得税法231条の2第1項、同法施行規則102条1項、昭和59年大蔵省告示37号（乙44）は、日単位を超える一括記帳を認めていない。）、必要経費として計上された支出には、領収書等によっても、なお、必要経費性が不明なものが多数あって、原告は、調査担当職員らの質問に対し、明快な回答をしなかったのであり、さらに、原告がこれら帳簿書類等の不備への対応として、領収書等が保存されている支出のうち一部を必要経費に計上しなかったという経理処理も、原告独自の主観的判断に基づくものであって、客観的根拠を欠くといわざるを得ず、結局、これら帳簿書類等は信頼性が乏しく、これに基づき所得税の課税標準の実額を把握することは困難であったというべきであり、処分行政庁が推計課税の方法によったのはやむを得ない選択であったといわなければならない。

**【判示(3)】** この点について、原告は、帳簿書類の不正確な記帳は意図的なものではない、処分行政庁が原告主張の必要経費の一部を家事費と判断するのであれば、その部分を否認して課税すれば足りる、必要経費性が不明であれば原告の自主申告を尊重すべき旨等を主張するが、以上のような状況からすると、原告が提示ないし提出した帳簿書類等は全体として信頼性が乏しいというべきで、帳簿書類の不正確な部分の一部が原告の単純な過誤によるものであっても、それが信頼し難いことには変わりはなく、すると、調査担当職員らが家事費と判断した部分のみを否認すれば実額を把握できるというものではなく、ましてや、原告の自主申告を尊重すべきとは到底いい難いから、原告の主張は採用できない。

(4) なお、原告は、本件調査は、見込みによる前回調査との連年実調であるから、必要性がない旨主張するが、税務調査の違法がこれに基づく更正処分等の違法を来すかについてはひとまず措くとしても、税務調査としての質問検査権の行使が許される場合については、争点1に関して被告が主張するとおりに解されるところ、前回調査の結果、原告に何ら指摘すべき問題がなかったのであればともかく、上記(2)に認定の事実によれば、前回調査の結果、処分行政庁は、原告に対し、青色申告承認取消処分及び更正処分をするに至ったのであるから、処分行政庁が前回調査に基づき原告に是

**【判示(4)】**

正を求めた事項が本件各年分の確定申告において是正されているか否か等を確認するため本件調査に及んだとしても、必要性がないとはいえない。

## 2 争点2（推計課税の合理性の有無）について

(1) 被告が主張する原告の本件各年分の納付すべき税額及び過少申告加算税の額の推計において、基礎とされた数値は、類似同業者に関する数値を除けば、証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨に裏付けられ、原告もこれを争わない（原告は、実額反証においても、これら数値を基礎とする。）から、以下、類似同業者に関する数値の適否、すなわち、類似同業者の選定の合理性につき、検討するに、証拠（乙28～41。枝番を含む。）によれば、被告は、平成18年7月31日、原告の本件各年分の所得税を推計するのに必要な類似同業者の資料を得るため、仙台国税局長において、管内の各税務署長宛てに「税務訴訟に関する証拠資料の提出について（指示）」と題する通達を発し、各税務署長の報告に基づき、本件各年分の類似同業者5人（平成13年分）又は3人（平成14年分）の特前所得率の平均値を求めたこと、上記通達において、類似同業者の抽出基準として、自署管内に納税地を有する個人事業者のうち、①税理士業を営む者、②所得税の申告を青色申告によっている者のうち、収支内容が明確なもの、③本件各年分に係る税理士業に係る総収入金額が、原告の本件各年分の事業に係る総収入金額の半分ないし2倍の範囲内にある者（いわゆる倍半基準。具体的には、平成13年分につき、1224万1081円以上4896万4324円以下、平成14年分につき1080万6343円以上4322万5372円以下）、④本人のみが事業に従事し、給料賃金及び専従者給与の支払がない者、⑤本人又は本人以外の親族が代表者（役員）となっている会計法人を有していない者、⑥住所地以外に事業所を有していない者、⑦特定の一法人から毎月定額の報酬（給与収入）を得ていない者、⑧税理士業以外の報酬（行政書士、生命保険代理店報酬等）がないもの、⑨年間を通じて税理士業を継続して営んでいる者で、災害等により経営状態が異常でないと認められるもの、⑩更正又は決定処分を受けている者については、当該処分につき国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間及び出訴期間が経過しているもの並びに当該処分に対して不服申立中及び訴訟中でないもの全員とされたことの各事実が認められる。

(2) 原告は、上記抽出基準について、原告の本件各年分の収入が事業所得と給与所得から構成されているにもかかわらず、⑦のとおり、給与所得等を得ていない者を基準とし、また、その結果、③の倍半基準の具体的適用を誤っている点において、合理性を欠く旨主張する。

しかしながら、事業所得及び給与所得の意義については、争点2に関して被告が主張するとおりに解されるところ、証拠（甲41、42、乙1、2、49の3）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成13年は28社、平成14年は35社の取引先から報酬を受領し、うち、十数社からは、毎月定額の報酬を受領しているが、原告は、自宅兼事務所において、税理士業を営んでおり、本件各年分の確定申告において、自らこれら報酬を事業所得とし、審査請求においても、事業所得の収入金額は本件各更正処分等を相当として争わない旨陳述した事実が認められ、しかも、原告が、特定の取引先との間で、雇用契約又はこれに類する原因に基づき、取引先の指揮命令に服し

### 【判示(5)】

て労務を提供したことをうかがわせる証拠はないから、本件各年分の原告がこれら取引先から得た報酬は、いずれも事業所得に該当すると認めて差し支えなく、しからずとも、原告が、本訴において、上記のような主張をすることは信義に反するというべきであり、すると、原告の主張は前提を欠き理由がなく、倍半基準の具体的適用に関する主張も、同様の原告の主張を前提とするものであって、理由がない。

なお、証拠（乙1、2）によれば、本件各年分について原告が取引先から得た報酬に関する法定調書の標目が「給与所得の源泉徴収票」とされているものがあることが認められるが、これら報酬が事業所得に該当するか否かは、その実質において決まるものであるから、このことが上記判断を左右するものではない。

**【判示(6)】** (3) そして、証拠（乙1、2、4～6）及び弁論の全趣旨によれば、被告が採用した上記抽出基準は、③及び⑦以外の点においても、原告の事業実態に即していると認められるから、被告がした類似同業者の選定には合理性があり、ひいては、その資料から算定された本件各年分の類似同業者の特前所得率の平均値を用いる被告主張に係る原告の本件各年分の納付すべき税額及び過少申告加算税の額の推計方法にも合理性がある。

### 3 争点3（実額反証の成否）について

課税庁が推計課税を余儀なくされるのは、納税者の非協力、帳簿書類の不備等に起因するものである上、納税者の収入及び支出は納税者の支配領域内におけるものであって、納税者がこれを熟知する反面、課税庁がこれを実額で把握するのには自ずと限界があることからすると、更正処分取消訴訟における実額反証の意義及び立証の程度については、争点3に関して被告が主張するとおりに解されるところ、原告は、本件各年分の収入について、基本的には、被告が主張する実額（以上に説示するところに照らせば、これは、被告が本件調査によって把握し得た限りの実額であって、より高額の可能性もある趣旨を含むものと理解すべきである。）と同額を主張するのみで、これがすべての収入であることの客観的な証拠を提出しない。

### **【判示(7)】**

しかも、原告は、実額反証として、本件各年分の所得税の確定申告時に作成したとする総勘定元帳及び仕訳帳を含む決算資料（甲43、44）を提出するが、これら決算資料はパソコンソフトにより作成されたものであり、また、原告は、本訴において、実額反証として、平成18年9月、本訴提起後に領収書等の原始徴憑を整理集計した仕訳日記帳等（甲28～30、32～34）の提出準備をし（結局、不提出）、さらに、平成19年5月、これらを訂正したもの（甲35～40）の提出準備をした後、平成20年3月に至り、これら決算資料の提出準備をしたことは、記録上、顕著であって、そのような経緯等からすると、これら資料が確定申告時に作成されたものか、あるいは、本件調査時等に処分行政庁等に提出されたものと同一物かについては疑問が残り（なお、本件裁決で認定されている総勘定元帳における平成13年12月31日付けの職業費の101万5000円減算及び残高欄650万3115円並びに平成14年12月31日付けの職業費の残高欄482万9534円の各記載は、平成13年分について、原告が職業費に相当すると説明する経費1に101万5000円減算の記載があるのみであり、その余の記載は見当たらない。）、その点を措くとしても、これら決算資料については、その内容に照らし、上記1(3)で説示する問題点がほぼそのまま指摘できるも

のであって、さらに、原告の本件各年分の手帳（甲４７の１、２）も上記問題点を解消するには足りないから、原告主張の支出の必要経費性及び収入との対応関係につき立証があったとはいい難く、結局、本件各年分に係る原告の所得税の課税標準が実額をもって立証されたということとはできない。

**【判示(8)】** なお、原告は、所得税法２３１条の２第１項、同法施行規則１０２条１項、昭和５９年大蔵省告示３７号が、白色申告者に対し、複式簿記による帳簿記帳までは求めていないとして、実額反証が奏功したかのように主張するが、上記説示は原告が複式簿記の帳簿記帳を怠ったとして実額反証を排斥する趣旨ではなく、法令上の記帳義務と実額反証における原告提出の帳簿書類等の証明力とは別問題であることは明らかであるから、原告の主張は採用できない。

以上のとおり、原告の実額反証の主張は理由がない。

#### 4 争点４（本件裁決の手續上の瑕疵の有無）について

**【判示(9)】** 原告は、本件裁決の審査に際し、裁決行政庁に対し、本件各主張書面をもって、求積明等を求め、口頭意見陳述の申立てをしたが、裁決行政庁は適切な対応をとらなかった旨主張するが、口頭意見陳述の申立てについては、証拠（甲１３、２３、２４、乙２３～２５）によれば、本件各主張書面にはそのような記載はないことが認められるから、裁決行政庁が原告に対しその機会を与えなくても手續の違法を来すものではないし、その余の求積明等の求めについても、一般に、裁決の審査手續は、裁決庁の合理的裁量に委ねられているところ、証拠（甲１２、１３、２３、２４、乙２３～２５）によれば、原告が本件各主張書面をもって求めたところは、既に処分行政庁が意見書を提出した事項、争点と直接関係のない事項又は法解釈に係る事項であることが認められるから、裁決行政庁が原告の求めに応えなかったとしても、これをもって、裁決行政庁に裁量権の濫用ないし逸脱があったとは到底いい難い。

#### 第４ 結論

以上によれば、処分行政庁が、被告が本訴において推計として主張する原告の本件各年分の納付すべき税額及び過少申告加算税の額の範囲内でした本件各更正処分等（後日、異議決定等により取り消された部分を除く。）に違法はなく、また、本件裁決にも違法はない。

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官 畑 一郎

裁判官 廣瀬 孝

裁判官 遠藤 啓佑

別表 1

## 課税経緯一覧表

(単位：円)

年分 (年度)	区分	年月日 (平成)	所得金額	所得税額	過少申告加算税	
平成13年分	確定申告	14. 3. 13	9,911,263	△1,142,335	—	
	更正処分	16. 7. 6	18,169,811	1,346,400	320,000	
	異議申立て	16. 7. 8	9,911,263	△1,142,335	—	
	異議決定	16.10. 7	18,142,726	1,322,400	315,000	
	審査請求	16.11. 8	9,911,263	△1,142,335	—	
	同上裁決	17.10.31	棄却			
平成14年分	確定申告	15. 3.14	9,757,759	△1,030,295	—	
	更正処分	16. 7. 6	15,034,545	555,100	186,500	
	異議申立て	16. 7. 8	9,757,759	△1,030,295	—	
	異議決定	16.10. 7	棄却			
	審査請求	16.11. 8	9,757,759	△1,030,295	—	
	同上裁決	17.10.31	棄却			
	加算税変更決定	18.11. 9	—	—	186,000	

\* 平成13年分の所得税の確定申告書の通信日付は平成14年3月12日である。

\* 平成14年分の所得税の確定申告書の通信日付は平成15年3月13日である。

## 別表 2

## 1 平成13年分確定申告等状況表

(単位：円)

			確定申告	更正処分等	異議決定	審査裁決	本訴で被告が主張する金額
事業所得	売上（収入）	①	24,339,002	24,523,112	24,482,162	同左	24,482,162
	特前所得	②	7,961,038	16,219,586	16,192,501		16,199,846
	事業所得の金額	③	7,961,038	16,219,586	16,192,501		16,199,846
雑所得の金額		④	1,950,225	1,950,225	1,950,225		1,950,225
総所得金額（③＋④）		⑤	9,911,263	18,169,811	18,142,726		18,150,071
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥	596,400	596,400	596,400		596,400
	生命保険料控除	⑦	50,000	50,000	50,000		50,000
	損害保険料控除	⑧	3,000	3,000	3,000		3,000
	配偶者控除	⑨	380,000	380,000	380,000		380,000
	配偶者特別控除	⑩	380,000	0	0		0
	基礎控除	⑪	380,000	380,000	380,000		380,000
	所得控除金額（⑤＋⑪）	⑫	1,789,400	1,409,400	1,409,400		1,409,400
課税される所得金額（⑤－⑫）		⑬	8,121,000	16,760,000	16,733,000		16,740,000
⑬に対する所得税額		⑭	1,294,200	3,798,000	3,789,900		3,792,000
定率減税額		⑮	250,000	250,000	250,000		250,000
源泉徴収税額		⑯	2,186,535	2,201,535	2,217,407		2,217,407
納付すべき税額		⑰	△1,142,335	1,346,400	1,322,400		1,324,500
過少申告加算税の額		⑱	—	320,000	315,000		315,500

## 2 平成14年分確定申告等状況表

(単位：円)

			確定申告	更正処分等	異議決定	審査裁決	本件変更決定処分	本訴で被告が主張する金額
事業所得	売上（収入）	①	21,433,330	21,612,686	同左	同左		21,612,686
	特前所得	②	7,807,534	13,084,320				14,400,532
	事業所得の金額	③	7,807,534	13,084,320				14,400,532
雑所得の金額		④	1,950,225	1,950,225				1,950,225
総所得金額（③＋④）		⑤	9,757,759	15,034,545				16,350,757
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥	601,200	601,200				601,200
	生命保険料控除	⑦	50,000	50,000				50,000
	損害保険料控除	⑧	3,000	3,000				3,000
	配偶者控除	⑨	380,000	380,000				380,000
	配偶者特別控除	⑩	380,000	0				0
	基礎控除	⑪	380,000	380,000				380,000
	所得控除金額（⑤＋⑪）	⑫	1,794,200	1,414,200				1,414,200
課税される所得金額（⑤－⑫）		⑬	7,963,000	13,620,000				14,936,000
⑬に対する所得税額		⑭	1,262,600	2,856,000				3,250,800
定率減税額		⑮	250,000	250,000				250,000
源泉徴収税額		⑯	2,042,895	2,050,831				2,050,831
納付すべき税額		⑰	△1,030,295	555,100				949,900
過少申告加算税の額		⑱	—	186,500				186,000

## 別表 3 - 1

## 1 平成 13 年分総収入金額一覧表

	確定申告	更正処分	異議決定	審査裁決
	2,016,000円	2,016,000円	2,016,000円	同左
	1,450,000円	1,450,000円	1,450,000円	
	157,500円	157,500円	157,500円	
	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	
	210,000円	210,000円	210,000円	
	350,000円	350,000円	350,000円	
	140,000円	140,000円	140,000円	
	150,000円	150,000円	150,000円	
	157,500円	157,500円	157,500円	
	630,000円	630,000円	630,000円	
	600,000円	600,000円	600,000円	
	600,000円	600,000円	600,000円	
	17,777円	17,777円	17,777円	
	1,160,000円	内36,000円 1,196,000円	1,196,000円	
	420,000円	内△20,000円 400,000円	400,000円	
	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	
	2,350,000円	2,350,000円	2,350,000円	
	859,950円	859,950円	内△40,950円 819,000円	
	300,000円	内15,000円 315,000円	315,000円	
	1,000,000円	内111,110円 1,111,110円	1,111,110円	
	1,140,000円	内27,000円 1,167,000円	1,167,000円	
	55,555円	内15,000円 70,555円	70,555円	
	666,660円	666,660円	666,660円	
	1,260,000円	1,260,000円	1,260,000円	
	1,255,560円	1,255,560円	1,255,560円	
	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	
	870,000円	870,000円	870,000円	
	1,260,000円	1,260,000円	1,260,000円	
	157,500円	157,500円	157,500円	
	875,000円	875,000円	875,000円	
	510,000円	510,000円	510,000円	
	120,000円	120,000円	120,000円	
合計	24,339,002円	内184,110円 24,523,112円	内△40,950円 24,482,162円	

\* 各欄左上部の内書きは、各処分時に加算・減算された金額である。

別表 3 - 2

2 平成 14 年分収入金額一覧表

	確定申告	更正処分	異議決定	審査裁決
		内60,000円		
	1,200,000円	1,260,000円		
	100,000円	100,000円		
	157,500円	157,500円		
	157,500円	157,500円		
	900,000円	900,000円		
	1,200,000円	1,200,000円		
	157,500円	157,500円		
	200,000円	内10,000円 210,000円		
	50,000円	50,000円		
	240,000円	240,000円		
	1,800,000円	1,800,000円		
	157,500円	157,500円		
	378,000円	378,000円		
	157,500円	157,500円		
	600,000円	内30,000円 630,000円		
	600,000円	600,000円		
	100,000円	100,000円		
	600,000円	600,000円	同左	同左
	35,416円	35,416円		
	280,000円	280,000円		
	924,000円	924,000円		
	1,200,000円	1,200,000円		
	2,350,000円	2,350,000円		
	630,000円	630,000円		
	157,500円	157,500円		
	1,031,748円	内79,362円 1,111,110円		
	500,000円	500,000円		
	666,666円	内△6円 666,660円		
	945,000円	945,000円		
	500,000円	500,000円		
	1,200,000円	1,200,000円		
	790,000円	790,000円		
	1,260,000円	1,260,000円		
	207,500円	207,500円		
合計	21,433,330円	内179,356円 21,612,686円		

\* 各欄左上部の内書きは、各処分時に加算・減算された金額である。

別表 4

1 平成13年分本件類似同業者の平均比率

同業者	① 売上(収入)金額 (円)	② 特前所得金額 (円)	③ 特前所得率(%) (②÷①)
A	15,127,419	8,589,081	56.77
B	14,974,611	9,259,214	61.83
C	12,572,359	8,388,885	66.72
D	21,879,531	15,733,020	71.90
E	15,485,040	11,408,205	73.67
合計	5件	—	330.89
平均所得率 (330.89% ÷ 5件)			66.17%

2 平成14年分本件類似同業者の平均比率

同業者	① 売上(収入)金額 (円)	② 特前所得金額 (円)	③ 特前所得率(%) (②÷①)
A	15,597,611	10,185,290	65.30
B	11,366,655	7,357,385	64.72
C	14,941,147	10,440,225	69.87
合計	3件	—	199.89
平均所得率 (199.89% ÷ 3件)			66.63%

別表 5

1 本件各年分の特前所得の金額及び事業所得の金額

区分	平成13年分	平成14年分
① 売上金額 (円)	24,482,162	21,612,686
② 平均特前所得率 (%)	66.17	66.63
③ 特前所得金額 (円) (①×②)	16,199,846	14,400,532
④ 事業所得の金額 (円)	16,199,846	14,400,532

2 本件各年分の総所得金額

区分	平成13年分	平成14年分
① 事業所得の金額 (円)	16,199,846	14,400,532
② 雑所得の金額 (円)	1,950,225	1,950,225
③ 総所得金額 (円) (①+②)	18,150,071	16,350,757